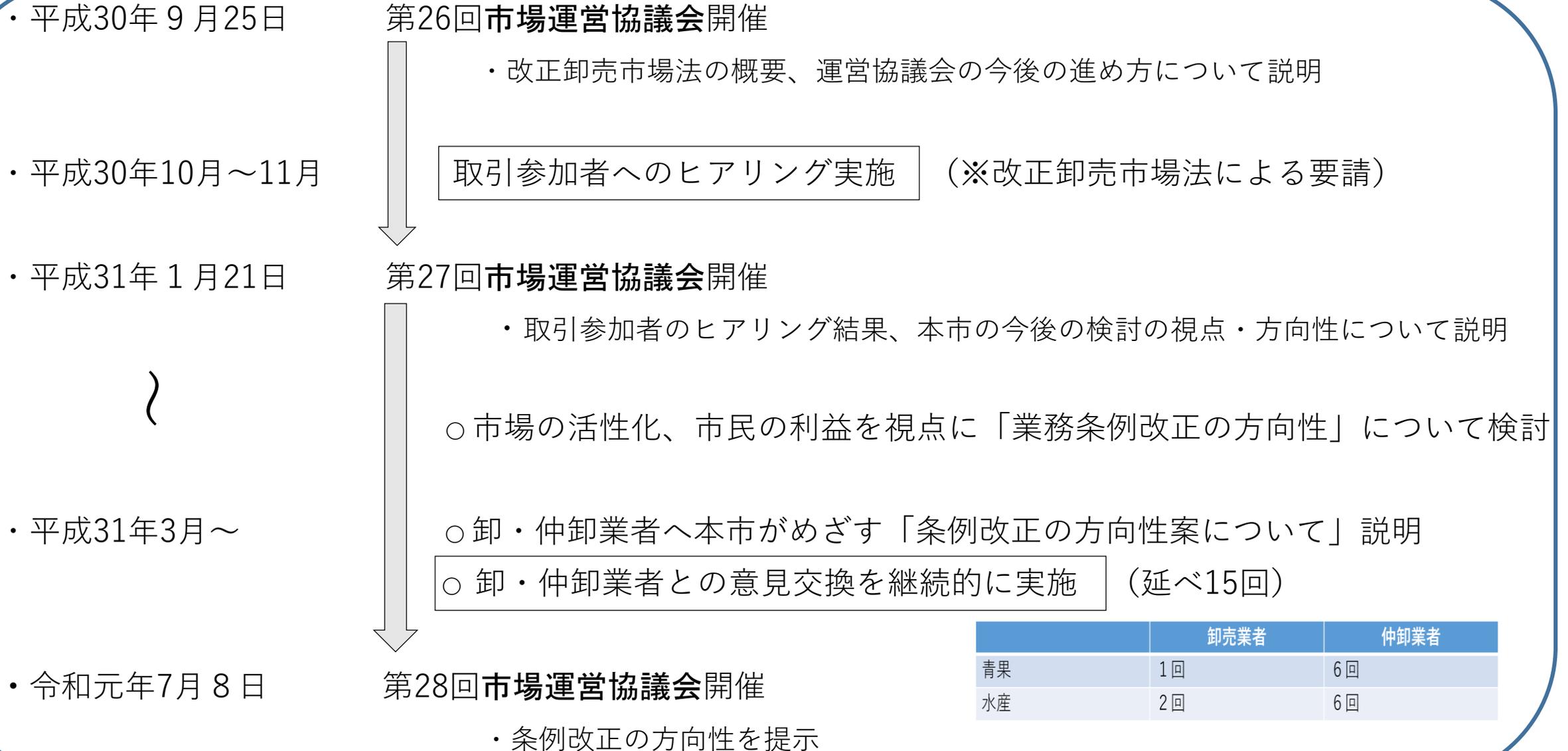


大阪市中央卸売市場業務条例改正の方向性

1 経過



	卸売業者	仲卸業者
青果	1回	6回
水産	2回	6回

2 「その他の取引ルール」について

(1) 「その他の取引ルール」の検討の視点等

① 法改正の背景

- ❑ 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- ❑ 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に responding していくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- ❑ このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

② 本市の検討の視点

大阪市を中心とする大都市圏における消費地市場である本市中心卸売市場が、将来にわたって、その特性を踏まえて、生鮮食料品等を市民・消費者等に安定的に供給できるよう、「その他の取引ルール」の制定の必要性について、「市場の活性化」及び「市民の利益」を柱として、以下の視点から引き続き検討を行う。

市場の活性化	・ 流通構造変化への対応
	・ 集荷力・販売力の強化
	・ 卸・仲卸の共存共栄
市民の利益	・ 安全・安心な生鮮食料品の安定供給
	・ 適正な価格形成
	・ 消費者ニーズへの対応

③ 「その他の取引ルール」を条例で定める場合の要件等

➤ 法に定める要件・手続き

- 共通の取引ルールに反しないこと
- 定められた理由が公表されていること
- 取引参加者の意見を聴いて定められていること

➤ 基本方針に定められている考え方

「その他の取引ルール」を定める場合

取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録を公表する等により今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等 ⇒ **卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う**

(2) 「その他の取引ルール」についての意見等

① 第三者販売の禁止 : 法律による規制は廃止

〔卸売業者の主な意見〕

- ・ 仲卸の役割が大きく機能しており、法改正後も取引は大きく変わらない。
- ・ 第三者販売について積極的に行うつもりはない。
- ・ 卸が仲卸が担っている業務をすることは現状の流通量から考えれば不可能に近い。
- ・ 現時点では、代金決済も含め、仲卸業務の低下につながる取引形態の変更は考えていない。市場間転送も基本的には仲卸経由。

〔仲卸業者の主な意見〕

- ・ 今は第三者販売の原則禁止の規制があるから、卸は仲卸を通した卸売をしているが、この規制がなくなれば、仲卸を通さなくなる。
- ・ 第三者販売を認めると、卸が仲卸の取引先に進出してくる。
- ・ 第三者販売を認めると、荷が少ないときに市場に荷が集まらない。
- ・ 第三者販売を認めると、卸の力が強くなり、仲卸の力との差が出て、バランスが崩れ、市場が衰退する。

〔主な意見に対する本市の考え方〕

- ・ 流通構造の変化や市場外の事業者との競争の中、取引の自由度を高め集荷力・販売力を強化していくことが重要。
- ・ 取引の自由度を高めるが、市場内においては、あくまでも卸売業者から仲卸業者への卸売を基本として市場機能を維持。
- ・ 仲卸業者から第三者販売の禁止を業務条例で定めないことに懸念の意見が示されたが、卸売業者からは改正後も仲卸との取引は大きく変わらないという意見が示されており、卸・仲卸業者が共存共栄することは十分可能。
- ・ 卸売業者と仲卸業者と開設者が公正な取引環境を確保するための協議の場を設定。

② 商物一致の原則 : 法律による規制は廃止

〔卸売業者の主な意見〕

- ・現状の流通状況や輸送事情、鮮度保持の観点から考えれば今後は更に商物分離が必要。
- ・価格形成機能は重要と考えており、商物分離することによって、それが発揮できない状況が起こることは考えられない。

〔仲卸業者の主な意見〕

- ・市場で一番大事なことは価格形成機能で、現物を見て正当な価格をつけないと荷が集まらなくなる。

〔主な意見に対する本市の考え方〕

- ・商物分離を認めることで流通コストの削減や鮮度保持という取引先からのニーズへの対応が可能。
- ・現行法においても、場外指定保管場所を活用して、商物分離の取引は行われているが、価格形成機能に大きな問題は生じていない。
- ・仲卸業者から商物一致の原則を業務条例で定めないことに懸念の意見が示されたが、卸売業者からは、今後は更に商物分離が必要という意見があり、流通の効率化や鮮度保持の観点から商物分離は必要。

③ 直荷引きの禁止 : 法律による規制は廃止

〔卸売業者の主な意見〕

- ・すべての消費者の要望に沿う品揃えは物理的にできない。

〔仲卸業者の主な意見〕

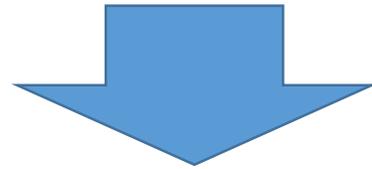
- ・市場として、様々な消費者ニーズに対応する品揃えが可能になる。
- ・数量の充足と品揃えのために必要である。

〔主な意見に対する本市の考え方〕

- ・取引の自由度を高めることで、豊富な品揃えなど消費者ニーズへの的確な対応が可能。
- ・取引の自由度を高めるが、市場内においては、あくまでも仲卸業者は卸売業者からの仕入を基本として、市場機能を維持。
- ・卸・仲卸業者から直荷引きの禁止を業務条例で定めないことに強く反対する意見はなく、消費者ニーズへの対応のため自由化を求める意見あり。

(3) 「その他の取引ルール」についての本市の方向性

- ❑ 本市市場が、将来にわたって市民等消費者に生鮮食料品等を安定的に供給するという目的を果たし、市民の満足度を高めていくためには、多様化する食品流通構造の中で、市場取引の優位性を確保し、市場を活性化していく必要がある。
- ❑ そのために、卸・仲卸業者の取引の自由度を高め、集荷力・販売力を強化するとともに、豊富な品揃えなど消費者ニーズへの的確な対応などにより市場の活性化をめざしていく。



その他の取引ルール（第三者販売、商物分離、直荷引き等の規制）は定めない

3 公正な取引環境の確保

法で定める共通の取引ルール

- ① 売買取引の方法の公表
- ② 差別的取扱いの禁止
- ③ 受託拒否の禁止
- ④ 代金決済ルールの策定・公表
- ⑤ 取引条件の公表
- ⑥ 取引結果の公表

業務条例に卸売市場の公共性等を明記

- 卸売市場の果たすべき役割、機能を明記する中で、卸売業者、仲卸業者等の役割などを規定する
 - 卸売業者：市民への安定供給のための集荷
 - 仲卸業者：市民ニーズに応えるための分荷・供給

事業者間の情報共有・連携強化の促進を図る

- 開設者、卸売業者、仲卸業者が公正な取引環境を確保するための協議の場を設定（本場・東部市場ごとに青果・水産別に設定）
 - 取引状況を情報共有し、相互に確認する（→事業者間での新たなルール作りなど）
 - 市場の発展・活性化のために、各事業者と開設者が意見交換を行う

4 「法律に定めがなくなった業務の方法」について

(1) 業務許可 : 法律による規制は廃止 ⇒ 業務条例で規制する

現行：卸売業者は農林水産大臣の業務許可、仲卸業者は市長の許可、売買参加者は市長の承認
⇒ 参入に制限を課す

- 取引の秩序維持のため、卸売業者、仲卸業者、売買参加者への参入に制限を課す。要件は、それぞれの現行の基準を基本とする。

(2) せりの参加 : 法律による規制は廃止 ⇒ 業務条例で規制する

現行：せり参加者は仲卸業者・売買参加者に限定 ⇒ 規制を継続する

- 取引秩序の維持のため、引き続きせり参加者は、仲卸業者・売買参加者に限定する

5 大阪市中央卸売市場業務条例改正に向けて引き続き検討を行うもの（例）

卸売業者の公表事項

- 取引条件の公表 …………… 営業日・営業時間、委託手数料・奨励金の交付基準 等
- 予定数量の公表
- 取引結果の公表

決済の方法

…………… 支払い期日 等

売買取引の方法

…………… せり割合、せり人の登録 等

開設者への報告事項

- 予定数量の報告
- 取引結果の報告 等

6 今後のスケジュール

〈次回運営協議会の開催予定〉

9月頃

第29回市場運営協議会

・ 条例改正案について